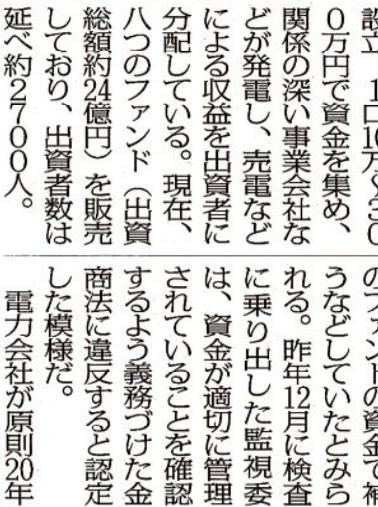
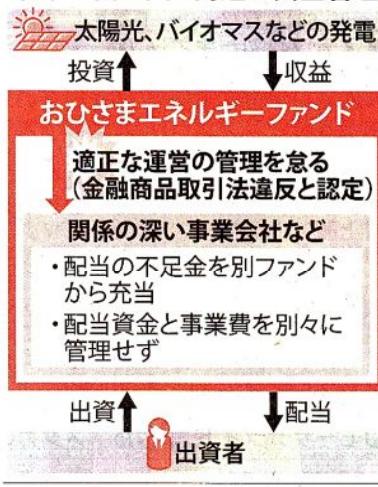


# 再生エネ基金ずさん管理

## 金商法違反容疑 処分勧告へ

### 事業の概念図と問題の資金管理



太陽光やバイオマス（生物資源）などによる発電のため市民から出資を募るファンドの販売会社「おひさまエネルギー・ファンド」（長野県飯田市）の資金管理がずさんだとして、

証券取引等監視委員会は15日、金融商品取引法違反の疑いで同社を行政処分するよう金融庁に勧告する方針を固めた。再生可能エネルギー事業を巡る勧告は異例。資金の消失は確

認されておらず、経営継続が可能であることから、金融庁は業務停止命令や登録取り消しではなく、業務改善命令を出すとみられる。

同社は2004年に設立。1口10万～300万円で資金を集め、関係の深い事業会社などが発電し、売電などによる収益を出資者に分配している。現在、八つのファンド（出資総額約24億円）を販売しており、出資者数は延べ約2700人。

電力会社が原則20年間決った価格で電気を買い取る「固定価格買い取り制度」の導入（12年7月）などを機に、市民からの寄付や出資で小規模発電を行う取り組みが広がる。NPO法人「気候ネットワーク」によると、八つのうち六つのファンドは、出資者への配当資金と、発電事業会社に払う委託費を分けて管理していなかった。

また、あるファンドの配当金の不足分を、別のファンドの資金で補うなどしていたとみられる。昨年12月に検査

結果によると、同社の原亮弘社長は、資金が適切に管理されていないことを確認するよう義務づけた金

商法に違反すると認定されたうえで「公認会計士と顧問契約する力はなく、マンパワーが不足している」と話して

いる。一方でファンドの運営には、マンパワー不足などの問題があり、国は再生可能エネルギー普及のため、運営者に公認会計士ら専門家に相談できる体制を整備するなど対策を検討すべきだ。

授 藤井良広・上智大学  
（環境金融学）の話  
固定価格買い取り制度導入以降、収益が安定し同様のファンドは今後も増えていくだろう。一方でファンドの運営には、マンパワー不足などの問題があり、国は再生可能エネルギー普及のため、運営者に公認会計士ら専門家に相談できる体制を整備するなど対策を検討すべきだ。

門家に相談できる体制を整備するなど対策を検討すべきだ。